

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選 任された監査委員の報酬の特例に関する条 告 示	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通 知の揭示 (治山林道課)	2
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	5
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	6
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	7
○開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市計画課)	7
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校授業用パソコ ン一式的購入) の公告 (総務事務セ ンター)	7
○一般競争入札 (メルトブロー不織布製 造装置一式の購入) の公告 (")	8
○一般競争入札 (木材実大強度試験機一 式の購入) の公告 (")	9

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第21号）

- 1 条例制定の目的
本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成23年度末までの間、時限的に減額することとした。
- 2 主要な内容
(1) 平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び 地方自治法第203条の2に規 定する者の報酬及び費用弁償 に関する条例（昭和28年高知 県条例第13号）の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬 の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から 選任された監査委員	104,000円	103,000円

- (2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成23年高知県条例第1号）は、廃止すること。（附則第2項）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年6月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第21号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成23年高知県条例第1号）は、廃止する。

告 示

高知県告示第286号

平成23年4月高知県告示第231号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
木下 正明
 - (2)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
芦道 兵吾
 - (3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
北峰 愛治
 - (4)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
橋本 鉄三郎
 - (5)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
米田 熊吉
 - (6)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
上甲 秀次
 - (7)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
近沢 駒太郎
 - (8)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
高瀬 惣七
 - (9)ア 登記簿記載の住所

	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		間 栄吉
	イ 氏名		横井 佐太郎	(32)ア	登記簿記載の住所
	大垣 岩太郎	(21)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(10)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		浜田 伝治
	イ 氏名		竹久 音治郎	(33)ア	登記簿記載の住所
	松本 弥三郎	(22)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(11)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		高見 伊十松
	イ 氏名		福岡 和吉	(34)ア	登記簿記載の住所
	中村 岩吉	(23)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(12)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		板垣 年太郎
	イ 氏名		谷川 安治	(35)ア	登記簿記載の住所
	浜辺 幸三	(24)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(13)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		浜辺 久吉
	イ 氏名		橋本 源三郎	(36)ア	登記簿記載の住所
	千崎 清治郎	(25)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(14)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		末広 源吉
	イ 氏名		酒井 才治郎	(37)ア	登記簿記載の住所
	上村 峰治	(26)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(15)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		高見 長吾
	イ 氏名		浜辺 祥次郎	(38)ア	登記簿記載の住所
	河辺 卯太郎	(27)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(16)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		堀 弥三市
	イ 氏名		松本 源太郎	(39)ア	登記簿記載の住所
	宮本 八十治	(28)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(17)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		堀 久四郎
	イ 氏名		安本 升太郎	(40)ア	登記簿記載の住所
	板垣 千代治	(29)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(18)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		阿漕 又治郎
	イ 氏名		近沢 熊作	(41)ア	登記簿記載の住所
	酒井 永治	(30)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(19)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		阿漕 馬八
	イ 氏名		浜田 善三郎	(42)ア	登記簿記載の住所
	山下 定治	(31)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島
(20)ア	登記簿記載の住所		宿毛市沖の島町母島		イ 氏名
	宿毛市沖の島町母島		イ 氏名		阿漕 土太郎

(43)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 水知 久五郎	宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 嵐 吉五郎	イ 氏名 酒井 長太郎
(44)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 中川 吉三	(55)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 源松	(66)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 定治
(45)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 千崎 鉄太郎	(56)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 河辺 鉄太	(67)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜田 忠三郎
(46)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 岩城 良吾	(57)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 米田 亀治郎	(68)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 嵐 豊松
(47)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 木下 常太郎	(58)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 清水 勇松	(69)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 大谷 市松
(48)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 中村 仲治	(59)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 間 吉三郎	(70)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 安本 善三
(49)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 林 熊三郎	(60)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 米田 卯三郎	(71)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 堀 永吾
(50)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 嵐 庄三	(61)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜田 馬吉	(72)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 広見 筆
(51)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 吉見 助治郎	(62)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 阿漕 幾三	(73)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 高瀬 甚七
(52)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 原 与三郎	(63)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 寺田 松太郎	(74)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 寺田 定治
(53)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 堀部 久治郎	(64)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 上村 丑太郎	(75)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖の島村弘瀬 イ 氏名 三浦 義処
(54)ア 登記簿記載の住所	(65)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	(76)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖の島村弘瀬445番地 イ 氏名

小川 彦吾郎
 (77)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡沖の島村弘瀬450番地
 イ 氏名
 沢近 悦馬
 (78)ア 登記簿記載の住所
 宿毛市小筑紫町小筑紫七日島494番地
 イ 氏名
 天満宮

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 宿毛市（次の図に示す部分に限る。）
 イ 保安林として指定された目的
 魚つき
 ウ 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
 (2)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 宿毛市（次の図に示す部分に限る。）
 イ 保安林として指定された目的
 名所又は旧跡の風致の保存
 ウ 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第287号
 漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、
 奈半利川淡水漁業協同組合内共第504号第五種共同漁業権遊漁規則、
 物部川漁業協同組合内共第509号第五種共同漁業権遊漁規則、
 嶺北漁業協同組合内共第510号第五種共同漁業権遊漁規則及び
 本川村漁業協同組合内共第511号第五種共同漁業権遊漁規則の
 一部変更を平成23年4月28日に次のとおり認可した。
 平成23年5月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則
 (1) 漁業権者の名称及び住所
 奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙
 1419番地10
 (2) 漁業権の免許番号
 内共第504号
 (3) 遊漁規則の変更の内容
 第4条第1項の表中

かに籠	縦横高さを加算した寸法が150センチメートル以下のもの5個以内とし、籠毎に組合の発行する許可証を付けること。
-----	--

を
 「

かに籠	縦横高さを加算した寸法が150センチメートル以下のもの5個以内とし、籠ごとに組合の発行する許可証を付けること。
石ぐろ	縦200センチメートル以下、横180センチメートル以下のものを3個以内

に改め、同条第2項の表中

「

うなぎ	ひごづりはえなわ石ぐろは具うなぎうえ（もじ）さお漁	内共第504号第五種共同漁業権に定められた全区域	1月1日から12月31日まで
あまご	さお漁		3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕かに籠		8月1日から11月30日まで

を
 「

うなぎ	ひごづりはえなわは具うなぎうえ（もじ）さお漁	内共第504号第五種共同漁業権に定められた全区域	1月1日から12月31日まで
	石ぐろ	奈半利川橋下流端から下流の区域	
あまご	さお漁	内共第504号第五種共同漁業権に定められた全区域	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕かに籠		8月1日から11月30日まで

に改める。

附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、平成23年6月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成23年6月1日

2 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則
 (1) 漁業権者の名称及び住所
 物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地
 (2) 漁業権の免許番号
 内共第509号
 (3) 遊漁規則の変更の内容
 第4条第2項の表中「永瀬えん堤から」を「永瀬えん堤から」に改め、「香美市香北町清爪農道新御在所橋から上流日比原川の合流点に至る1,600メートルの間は9月1日から12月31日までとし」を削る。
 附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、平成24年1月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成24年1月1日

3 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則
 (1) 漁業権者の名称及び住所
 嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地
 (2) 漁業権の免許番号
 内共第510号
 (3) 遊漁規則の変更の内容
 第4条第2項の表中「杉駐在所前」を「道の駅大杉前」に改める。
 附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、平成23年7月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成23年7月1日

4 本川村漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則
 (1) 漁業権者の名称及び住所
 いの町本川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81-4
 (2) 漁業権の免許番号
 内共第511号
 (3) 遊漁規則の変更の内容
 題名を次のように改める。
 いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則
 第1条中「本川村漁業協同組合」を「いの町本川漁業協同組合」に改める。

第4条第2項の表中「（フライ及びけぼりつり専用区）」を「（フライ及びけぼりづり専用区）」に改め、同条に次の1項を加える。
 3 前項の場合において、桑瀬川中桑瀬第2えん堤から上流の桑瀬第1えん堤までの区域において採捕することができるあまごの数は、1日1人10尾までとする。
 第5条第1項中「附加して」を「付加して」に改め、同条第2項の表中「フライ及びけぼりつり専用区とし、ルアーづりは」を「フライ及びけぼりづり専用区とし、ルアーづりを」に改め、同条第3項中「第4条第2項」を「前条第2項」に、「附加して」を「付加して」に改め、同項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	区域	特別遊漁料（1日）
あまご	ぎじづり（ただし、フライ又はけぼりづりに限る。）	桑瀬川との合流点から上流の中野川（フライ及びけぼりづり専用区）	3,500円。ただし、連続した2日目以降は、2,000円
	徒手採捕 えさづり ぎじづり	白猪谷川中白猪谷川橋上流端から上流の白猪谷川	3,500円
		桑瀬川中桑瀬第2えん堤から上流の桑瀬第1えん堤までの区域	2,000円

第5条第4項中「第2項及び第3項」を「前2項」に改める。
 附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、平成23年6月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成23年6月1日

高知県告示第288号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う	調査地域	調査期間
-------	------	------

者の名称		
高知市	高知市長浜及び仁井田の各一部	平成23年度中
室戸市	室戸市佐喜浜町の一部	〃
安芸市	安芸市本町三丁目、矢ノ丸四丁目及び畑山の各一部、幸町、寿町、久世町、清和町、本町四丁目並びに庄之芝町	〃
南国市	南国市亀岩、滝本、奈路及び笠ノ川の各一部	〃
土佐市	土佐市宇佐町宇佐及び新居の各一部	〃
須崎市	須崎市神田の一部	〃
宿毛市	宿毛市山田の一部	〃
四万十市	四万十市下田、平野及び鍋島の各一部	〃
香南市	香南市夜須町手結山及び夜須町千切の各一部並びに夜須町手結	〃
香美市	香美市土佐山田町西後入、香北町河野、香北町有瀬、香北町五百蔵、物部町大栃及び物部町仙頭の各一部並びに土佐山田町本村	〃
東洋町	安芸郡東洋町野根、河内及び甲浦の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町花田の一部、タビ谷及び奥ノ又	〃
安田町	安芸郡安田町唐浜、安田及び小川の各一部	〃
北川村	安芸郡北川村西谷及び柏木の各一部	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃

芸西村	安芸郡芸西村西分及び久重の各一部	〃
本山町	長岡郡本山町瓜生野及び沢ヶ内の各一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町中村大王及び北川の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町上津川の一部及び井尻	〃
いの町	吾川郡いの町柳瀬石見、鹿敷、神谷、上八川下分、中追、清水上分、清水下分、大森及び長沢の各一部	〃
仁淀川町	吾川郡仁淀川町竹ノ谷、土居及び大屋の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町乙、東組、加茂、岩目地、川ノ内組及び永野の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町鎌井田桑敷、片岡及び佐之国の各一部	〃
日高村	高岡郡日高村沖名及び下分の各一部	〃
四万十町	高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町頭集及び赤泊の各一部並びに西泊	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町入野の一部	〃
芸東森林組合	室戸市羽根町の一部	〃

高知県告示第289号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市出間塚穴本689-7番地先から655番地先に至る延長226メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	東山 進	高知市 城見町	6-11
〃	近藤 健市	〃 一宮西町三丁目	11-64
〃	宮田 明美	〃 一宮西町四丁目	8-19
〃	上田 康雅	〃 一宮中町一丁目	19-31
〃	和田 正國	〃 葛島二丁目	3-10山崎ア パート2階東
監事	笹栗 薫浩	高知市 一宮西町三丁目	7-18
〃	西田 弘	四万十市具同	2617-1
(就任)			
理事	東山 進	高知市 城見町	6-11
〃	上田 康雅	〃 一宮中町一丁目	19-31
〃	宮田 明美	〃 一宮西町四丁目	8-19
〃	和田 正國	〃 葛島二丁目	3-10山崎ア パート2階東
〃	近藤美代子	〃 一宮西町三丁目	11-64
監事	笹栗 薫浩	〃 〃	7-18
〃	上村 誠己	〃 一宮西町四丁目	3-34

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西佐古土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	川久保泰臣	香南市野市町西佐古	594
〃	島村 知恵	〃 〃 〃	633
〃	溝渕 勇作	〃 〃 〃	689
〃	入野 一雄	〃 〃 東佐古	86
〃	松村 勇	〃 〃 〃	52-1
〃	松村 憲明	〃 〃 〃	636-2
〃	松村 洋祐	〃 〃 〃	413
〃	原 徳儀	〃 〃 〃	2465
監事	島崎 義幸	〃 〃 西佐古	566-1

〃	山中 宏	〃 〃 東佐古	161
(就任)			
理事	島崎 義幸	香南市野市町西佐古	566-1
〃	島村 知恵	〃 〃 〃	633
〃	溝渕 勇作	〃 〃 〃	689
〃	入野 一雄	〃 〃 東佐古	86
〃	入野 正博	〃 〃 〃	48
〃	松村 憲明	〃 〃 〃	636-2
〃	松村 洋祐	〃 〃 〃	413
〃	池田 宏	〃 〃 〃	503-2
監事	森田 房夫	〃 〃 西佐古	584-2
〃	入野 淳一	〃 〃 東佐古	212

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香我美中北部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	三浦 兵八	香美郡香我美町中西川	415
〃	國常 憲次	〃 〃 山北	2668-1
〃	黒岩 源	〃 〃 〃	1175-2
〃	近森 一夫	〃 〃 〃	664
〃	三浦 恵子	〃 〃 中西川	416
〃	常石 二夫	〃 〃 〃	1810
〃	大倉 秀喜	〃 〃 〃	1395
監事	國吉道太郎	〃 〃 山北	785
〃	三浦 啓司	〃 〃 中西川	418
(就任)			
理事	國常 憲次	香南市香我美町山北	2668-1
〃	信吉 孝彦	〃 〃 中西川	862
〃	近森 一夫	〃 〃 山北	664
〃	黒岩 源	〃 〃 〃	1175-2
〃	三浦 恵子	〃 〃 中西川	416
〃	常石 二夫	〃 〃 〃	1810
〃	大倉 泰由	〃 〃 〃	1759
監事	三浦 啓司	〃 〃 〃	418
〃	都築 隆	〃 〃 山北	1415

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年3月9日 22高都計第651号	南国市篠原字表大道 169番7ほか	愛媛県西条市東町 275番地3 株式会社大屋 代 表取締役 伊藤 慎太郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年4月25日 23高都計第50号	(1工区) 南国市十市字南天神 3467番ほか	高知市百石町三丁 目14番1号 株式会社島土地 代表取締役 島 裕美

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成23年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 入札に付する事項
 - 購入物品の名称及び数量
県立学校授業用パソコン一式 16組
 - 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - 納入期限
平成24年3月19日
 - 納入場所
入札説明書による。
 - 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

<p>額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>平成23年5月17日（火）から同年6月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所にて交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成23年7月29日（金）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年7月28日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項</p> <p>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年6月27日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項</p> <p>2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年6月27日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 契約の締結</p> <p>この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口</p>	<p>3の(1)と同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be purchased: Complete sets of personal computers for classroom use at Prefectural Schools 16 sets</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Friday 29 July 2011</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Thursday 28 July 2011</p> <p>(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>平成23年5月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 メルトブロー不織布製造装置一式 1台</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成24年3月8日</p> <p>(4) 納入場所 吾川郡いの町波川287-4 高知県立紙産業技術センター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であるこ</p>
--	---	--

<p>と。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成23年5月17日（火）から同年6月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所にて交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年7月29日（金）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年7月28日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年6月27日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、</p>	<p>入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年6月27日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be purchased: Melt-blown nonwoven fabric machine 1 set</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Friday 29 July 2011</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Thursday 28 July 2011</p> <p>(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成23年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量</p>	<p>木材実大強度試験機一式 1台</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成24年3月8日</p> <p>(4) 納入場所 香美市土佐山田町大平80番地 高知県立森林技術センター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成23年5月17日（火）から同年6月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所にて交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年7月29日（金）午後3時30分</p>
---	---	--

<p>郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年7月28日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年6月27日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年6月27日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも</p>	<p>に、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be purchased: Full-sized lumber strength testing machine 1 set</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 3:30 P.M. on Friday 29 July 2011</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Thursday 28 July 2011</p> <p>(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p>	
---	---	--